



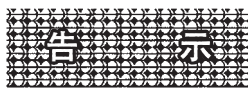
長野県報

3月31日(水)
平成22年
(2010年)
号外

目次

告示

長野県医学生修学資金貸与規程の一部改正(医療政策課医師確保対策室)	1
長野県臨床医研修資金貸与規程の一部改正(医療政策課医師確保対策室)	1
長野県医師研究資金貸与規程の一部改正(医療政策課医師確保対策室)	2



長野県告示第263号

長野県医学生修学資金貸与規程(昭和50年長野県告示第108号)の一部を次のように改正します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

第2条第1号中「へき地医療対策実施要綱」を「へき地保健医療対策等実施要綱」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「市町村」を「地方独立行政法人長野県立病院機構、市町村」に改め、同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第10条第1項中「4半期」を「四半期」に、「かかる」を「係る」に改める。

第14条第3項中「公務」を「業務」に、「第14条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改める。

第15条第1号中「取り消し」を「取消し」に改め、同条第3号中「大学を卒業」を「医師の免許を取得」に、「とき」を「とき(災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。)」に改め、同条第4号中「とき」の次に「(専門研修(前条第1項第1号イに掲げる研修を除く。))を受ける場合又は災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。)」を加える。

第17条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第19条第5項中「第15条の規定により返還債務の履行を猶予されている被貸与者は」を「被貸与者は、大学を卒業した後、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に長野県医学生修学資金の貸与の決定があった者に係るこの告示による改正後の長野県医学生修学資金貸与規程第14条第1項第1号及び第3項の規定の適用については、同規程第14条第1項第1号中「へき地医療機関等」とあるのは「へき地医療機関等又は長野県立病院条例を廃止する条例(平成21年長野県条例第53号)による廃止前の長野県立病院条例(昭和41年長野県条例第57号)に基づく県立病院でへき地医療機関等と

して指定されていたもの(第3項において「旧県立病院」という。))と、同条第3項中「へき地医療機関等」とあるのは「へき地医療機関等又は旧県立病院」とする。

医療政策課医師確保対策室

長野県告示第264号

長野県臨床研修医研修資金貸与規程(平成21年長野県告示第155号)の一部を次のように改正します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

第2条第1号を削り、同条第2号中「市町村」を「地方独立行政法人長野県立病院機構、市町村」に改め、同条第3号中「へき地保健医療対策実施要綱」を「へき地保健医療対策等実施要綱」に改め、同条第2号とし、同条第4号中「小児科又は麻酔科」を「又は小児科」に改め、同条第3号とする。

第3条中「産婦人科、小児科又は麻酔科の診療科を中心とした特別コース(「臨床研修を行う大学病院におけるモデル事業の実施について」(平成20年8月1日付け医政発第0801007号厚生労働省医政局長通知)による特別コースをいう。))」を「将来小児科医又は産科医になることを希望する者を対象とした研修プログラム(「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知)第2の5(1)ア(ハ)に規定する研修プログラムをいう。)であって知事が適当と認めるもの」に、「産科、小児科又は麻酔科」を「産科又は小児科」に改める。

第14条第1項第1号中「小児科又は麻酔科」を「又は小児科」に改める。

様式第1号中

産婦人科 小児科 麻酔科
(いずれかに○)

産婦人科 小児科
(いずれかに○)

様式第2号中「小児科又は麻酔科」を「又は小児科」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の長野県臨床研修医研修資金貸与規程第3条の規定は、この告示の施行の日以後に長野県臨床研修医研修資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該研修資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

医療政策課医師確保対策室

長野県告示第265号

長野県医師研究資金貸与規程（平成19年長野県告示第131号）の一部を次のように改正します。

平成22年3月31日

長野県知事 村 井 仁

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第3条第2号を削り、同条第3号中「前条第3号」を「前条第2号」に改め、同号を同条第2号とする。

第10条第1項第1号中「第3条」を「第7条第1項の規定による貸与の決定（以下「貸与決定」という。）を受けた後に第3条」に改め、同条第3項中「2年」を「、貸与決定を受けた後に2年」に改める。

第11条第1号中「第3条」を「貸与決定を受けた後に第3条」に、「必要業務従事期間」を「、必要業務従事期間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の長野県医師研究資金貸与規程の規定は、この告示の施行の日以後に長野県医師研究資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該研究資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

医療政策課医師確保対策室